

総合評価一般競争入札心得

公立大学法人大阪府立大学

(目的)

第1条 この心得は、公立大学法人大阪府立大学が行う総合評価一般競争入札に参加しようとする者（以下「入札参加者」という。）が守らなければならない事項を定めるものとする。

(法令等の遵守)

第2条 入札参加者は、公立大学法人大阪府立大学が定める規程及びその他の法令並びに入札説明書、契約書案の各条項、この心得、入札説明事項等を遵守しなければならない。

- 2 入札参加者は、入札に際し、入札執行担当職員の指示に従い、円滑な入札に協力しなければならない。
- 3 入札参加者は、不穏当な言動等により正常な入札の執行を妨げたり、他の入札参加者の迷惑になるようなことを行ってはならない。
- 4 入札参加者は、仕様書その他契約締結に必要な条件を熟知の上、入札しなければならない。

(公正な入札の確保)

第3条 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律等に抵触する行為を行ってはならない。

- 2 入札参加者は、入札に当たっては、競争を制限する目的で他の入札参加者と入札価格又は入札意思についていかなる相談も行わず、独自に入札価格を定めなければならない。
- 3 入札参加者は、落札者の決定前に、他の入札参加者に対して入札価格を意図的に開示してはならない。

(入札の方法)

第4条 入札参加者は、定められた日時までに定められた場所に、入札公告等において求められた義務を履行するために必要な関係書類を併せて提出しなければならない。

- 2 入札参加者は、その入札に関し、いかなる協議・協定又は公正な入札執行の妨げをしてはならない。
- 3 入札参加者は、落札者が契約締結することを妨げてはならない。

(入札書の書換等の禁止)

第5条 入札参加者は、その提出した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることができない。

(入札の辞退)

第6条 入札参加者は、入札書及び提案書の提出期限まで、いつでも入札を辞退することができる。ただし、一旦、辞退した場合は、それを撤回し、又は当該入札に再度参加することができない。

- 2 入札参加者が入札を辞退するときは、入札辞退届を提出するものとする。
- 3 入札を辞退した者は、これを理由として不利益な取扱いを受けるものではない。

(無効の入札)

第7条 次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) 所定の提出期間、提出場所に提出しない入札
- (2) 委任状を持参しない代理人のした入札
- (3) 記名押印を欠く入札
- (4) 金額の表示がない入札、金額を訂正した入札又は金額の記載の不鮮明な入札
- (5) 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札

- (6) 必要書類に不足があった者のした入札
- (7) 談合その他の不正行為を行ったと認められる入札
- (8) 同一の入札について、2以上の入札をした者の入札
- (9) 同一入札について、自己のほか、他人の代理人を兼ねて入札した者の入札
- (10) 同一の入札について、2以上の代理人をした者の入札
- (11) 前各号に掲げるもののほか、指示した条件に違反して入札した者の入札

(落札者の決定)

第8条 落札者の決定に当たっては、落札者決定基準に基づき、提案書の評価である技術点に入札価格の価格評価である価格点を加算する総合評価方式を採用し、合計点が最も高い者を落札者とする。なお、入札価格が予定価格を上回っているときは、失格とする。

2 次の場合には落札者とししない。

- (1) 落札者決定基準において落札者としないとされる者
- (2) 入札から落札者決定までに、入札者が参加資格要件に該当しなくなったとき
- (3) 本事業の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すおそれがあり、著しく不相当と認められるとき

3 落札決定は、入札参加者へ書面で通知する。

4 他の入札書に記載された金額よりも異常に低い金額を記載した入札書を受領した場合には、当該入札書を提出した入札者が参加の条件を満たし、かつ、契約の条件を履行することができることを確保するため、当該入札者に照会することがある。

(契約保証金等)

第9条 落札者は、契約金額の100分の5以上の契約保証金を納めなければならない。ただし、落札者が、保険会社と公立大学法人大阪府立大学を被保険者とする履行保証保険契約（保険金額は、契約金額の100分の5以上とする。）を締結した場合又は、過去2年の間に公立大学法人大阪府立大学、国、地方公共団体、独立行政法人通則法第2条第1項に規定する独立行政法人、国立大学法人法第2条第1項に規定する国立大学法人、地方独立行政法人法第2条第1項に規定する地方独立行政法人又は沖縄振興開発金融公庫と同種類及び同規模の契約を2件以上締結し、誠実に履行した実績を有し、かつ契約を履行しないおそれがないと認められる場合は、契約保証金は免除する。

(契約書の提出)

第10条 契約書を作成する場合において、落札者は、契約書に記名押印し、落札決定の日から契約担当者が指定する日までに提出しなければならない。

2 落札者が前項に定める期間内に契約書を提出しないときは、落札者としての権利を失う。

(違約金の徴収)

第11条 落札者が契約を締結しないときは、落札金額の100分の2に相当する金額を違約金として徴収する。

(異議の申立て)

第12条 入札参加者は、入札後、この心得、契約書案の各条項、仕様書又は入札説明事項について、不明又は錯誤等を理由として異議を申し立てることはできない。

(その他)

第13条 入札参加者は、入札に際しては、すべて入札執行担当職員の指示に従わなければならない。

2 入札及びに契約に関して用いる言語は、日本語とする。

3 入札及びに契約に関して用いる通貨は、日本円とする。